

学校いじめ防止基本方針（御殿場市立玉穂小学校）

1 基本方針の策定にあたって

いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気づいたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

以上の考えにより、本方針を策定します。

2 いじめの防止等の対策のための組織

<いじめ防止対策委員会（以下、委員会）>

構成員：

校長、教頭、教務主任、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、児童に関わる教師

<拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）>

構成員：

いじめ防止対策委員＋PTA会長・副会長、スクールカウンセラー、巡回相談員、教育相談員、御殿場警察署員

3 いじめ防止等のための対策

1) 人権教育の推進

①道徳教育

- ・自他の生命を尊重する心を育成する。
- ・自分も友達も大切にできる思いやりのある子を育てる。
- ・マナーやルールを守ることの大切さについて考え子どもの自立心や自律性を養う。
- ・全教育活動を通じて、言語環境を整える。

（時と場に応じた言葉遣い、～さんをつける等相手を尊重する態度）

- ・道徳の時間に、道徳的価値について考え深め合う場面を設ける。
- ・「ベストきらり」（学級、個人）の活用を図り、自分や自分の学級のよさについて考え、自尊感情や自己肯定感を高める。

②人間関係づくりプログラムの実施

- ・全体研修で「人間関係づくりプログラム」の実施方法について共通理解を図る。
- ・「人間関係づくりプログラム」を実施し、学級児童の人間関係の実態を把握して、個別指導及び児童理解に努める。
- ・日々の授業や学級経営では、全ての子どもが活躍できる授業づくりや、子ども同士が互いに助け合う集団づくりに努める。
- ・自他の意見の相違を認め合い、安心と居場所のある温かい学級づくりを行う。
- ・年度当初に「グループエンカウンター」の手法を取り入れ、学級の子どもたちの人間関係やコミュニケーション能力を育てる。必要に応じて、ロールプレイング（役割演技）を行う。

2) 子どもの自主的活動の場の設定

①「39（サンキュー）の日」の実施（生活安全委員会）

- ・「自分、友達のよいところを見つけよう」の具体的な実践の場として、子どもたちが、身の周りで善行や親切をしている人に進んで気づき、感謝の気持ちを言葉や行動で表すことにより、より良い人間関係を維持し笑顔で生活できるようにする。
- ・各学年棟の出入り口に「サンキューメッセージ」（感謝の言葉）を書く用紙を用意し、毎月「3と9のつく日」に昼の放送等で紹介する。

②「ペア仲よし活動」の実施

- ・仲よし学級（異学年）の交流を通じ、「お世話される体験」と「お世話する体験」の両方を経験し自己有用感や自ら進んで他者とかがわろうとする意欲などを培う。

③生活安全委員会を中心に「人権週間」（12月）の取り組みを工夫する。

（人権クイズ・人権短歌等）

3) 保護者や地域への啓発

①PTA理事会や校外生活部に協力依頼

- ・子どもたちが集まりやすい場所（市民交流センター「ふじざくら」等）のパトロール実施を依頼する。

②学校関係者評価委員会での説明

- ・「学校評価アンケート調査」について報告し、ご意見を伺う。

③PTA総会や学年学級懇談会での啓発

- ・携帯電話やスマートフォン等の利用上の危険性やマナーについて説明する。

④地域防犯ボランティア（住みよい玉穂を創る会）との連携

- ・朝の登校状況等で気になることの連絡をしていただく。
- ・休日の子どもの過ごし方についての情報を得る。

⑤学校だより、学年学級だよりでの啓発

4) いじめに関する教職員の研修 ～各分掌が連携し合って～

- ・「生徒指導上、気になる子のあらわれ」について、情報交換し合う場を設ける。
- ・「いじめ問題への取組についての点検票（教職員用）」を活用し、いじめに対する基本認識や予防、対応等について共通理解を図るための校内研修を実施する。
- ・「子どもを見つめる（教師の気付き支援シート）」を年度当初に配布し、常に身近な所に置き、いじめのサインを見逃さないように努める。
- ・静岡県人権教育指導資料（平成21年度～24年度発行）を活用する。
- ・静岡県人権教育のてびき「子どもたちの笑顔のために」のチェック項目を活用し、教職員の人権感覚を確認し合う。
- ・「いじめに関する研修会」の内容は、職員会議等で確実に伝達し、共通認識を持つ。
- ・「情報モラル教育」（携帯電話のメールを利用したいじめ）に関する研修を行う。

5) いじめの早期発見・早期対応

①教職員による日常の観察

- 休み時間や放課後の雑談の中で児童の様子に目を配る。
- 日記等を活用して交友関係や悩みを把握する。
- 個人面談や家庭訪問の機会を活用する。

②アンケートの実施

- 「学校生活アンケート調査」を年1回実施

- | |
|--|
| <p>質問① 勉強は楽しいですか。</p> <p>質問② 友だちと遊んでいて楽しいですか。</p> <p>質問③ 自分は、仲間はずれにされているとか、からかわれたり、いじめられたりしているのではないかと思うことはありませんか。（いじめアンケート）</p> <p>質問④ 学校に行きたくないと思うことはありませんか。</p> <p>質問⑤ 眠れないとか、ご飯を食べたくないと思うことはありませんか。</p> <p>質問⑥（低学年）こまっていることで、先生に知らせたいことはありませんか。
（高学年）先生にわかってほしいと思うことはありませんか。</p> <p>質問⑦（高学年）通信機能付きゲーム機やスマートフォンを持っていますか。</p> <p>質問⑧（高学年）通信機能付きゲーム機やスマートフォンを9時以降利用しますか。</p> <p>質問⑨（高学年）無料通信アプリ「ライン」を利用して、困ったことはありますか。</p> |
|--|

- 実施後は集計結果を基に生徒指導部会で児童の実態を把握し個別指導に生かす。
必要に応じて「いじめ対策防止委員会」を開き、対策を話し合う。

- ③担任や特別支援コーディネーターによる教育相談の実施
 - a 毎月1回実施（水曜日「ふれあいの日」）
 - b 保護者からの希望があった場合に実施
- ④スクールカウンセラー、教育相談員による教育相談の実施
 - ・特別支援を要する児童への働き掛けと心のケア

6) いじめに対する措置

- ① 保護者からいじめの情報を受けた場合
 - ・担任が、学年主任を通じ、直ちに校長・教頭に伝える。その後、いじめられた児童及び、いじめたとされる児童から事実関係の聴取を行う。事実確認の結果は、校長・教頭に連絡し、対応を協議する。その結果を受け、担任又は学年主任等が、保護者に事実関係を伝える。
- ② いじめが確認された場合の対応
 - ・校長を中心に「いじめ防止対策委員会」を速やかに開き、情報を共有し組織的に対応する。状況に応じて、臨床心理士やスクールカウンセラー、教育相談員等の協力を得る。
- ③いじめられた児童への配慮
 - ・児童の個人情報やプライバシーには十分に留意する。
 - ・いじめられた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような環境の確保及び校内の支援体制を図る。
- ④いじめた児童及び保護者への指導
 - ・いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
 - ・いじめの事実関係を迅速に保護者に伝え、保護者の協力を求めるとともに、継続的な指導助言を行う。

7) 重大事態への対処

①調査

重大事態が発生した場合には御殿場市教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行います。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査します。

調査結果は、市教委が市長へ報告すると共に、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。

②各対応・・・個人情報及びプライバシーに配慮する。

- a 児童対応（担任、学年主任、生徒指導主任）・・・臨時学年全校集会等の開催
 - ・いじめは絶対に許されない行為であり根絶しようという態度を行き渡らせる。
 - ・学級指導で、規範意識や社会性、思いやりなどの道德心を培う。
- b 保護者対応（担任、学年主任、教頭）・・・臨時保護者会の開催
 - ・事実関係を明確にする。再発防止策を示す。教育相談の実施。
- c 報道機関対応（校長、教頭）
 - ・市教委との相談、指導、連携のもと、対応の窓口を一本化する。
- d 警察対応（校長、教頭）
 - ・市教委との相談、指導、連携のもと、対応の窓口を一本化する。